

建設業許可申請関係記載例

(中国地方整備局管内の国土交通大臣許可業者向け記載例)

令和3年3月版

国土交通省 中国地方整備局
建政部 計画・建設産業課

00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

申請日を記入

令和 3 年 1 月 4 日

・法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載。ここでいう本店とは「主たる営業所」をいう。
・この申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること（行政書士法施行規則第9条第2項に該当する場合は押印が必要）。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

不要のものを消すこと

中国地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

広島県広島市中区八丁堀2-15
株式会社 中国建設
代表取締役 中国 太郎

申請者

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番 01	国土交通大臣 知事 許可（般- <input type="checkbox"/> 特 <input type="checkbox"/> ）第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
申請の区分	02	（ 1.新 規 4.業 種 追 加 7.般 ・ 特 新 規 + 更 新 2.許 可 換 え 新 規 5.更 新 8.業 種 追 加 + 更 新 3.般 ・ 特 新 規 6.般 ・ 特 新 規 + 業 種 追 加 9.般 ・ 特 新 規 + 業 種 追 加 + 更 新 ）	許可の有効 期間の調整 <input type="text"/> <input type="text"/> （ 1. する 2. しない ）
申請年月日	03	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	

申請者は太枠内は記載しない

すでに許可を受けている建設業の全部について、許可の更新の申請をする場合は「1」を、しない場合は「2」を記入

一般建設業の場合は「1」を、
特定建設業の場合は「2」を記載

許可を受けようとする建設業	04	1	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 じ ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般) (2. 特定)
申請時において既に許可を受けている建設業	05	1		
商号又は名称のフリガナ	06	チ ユ ウ ゴ ク ケ ン セ ツ		

法人の種類は略字で記入

濁点又は半濁点を表す文字は1文字として扱う

- 株式会社 → (株)
- 特例有限会社 → (有)
- 合名会社 → (名)
- 合資会社 → (資)
- 合同会社 → (合)
- 協同組合 → (同)
- 協業組合 → (業)

商号又は名称	07	(株) 中国建設	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08	チ ユ ウ ゴ ク タ ロ ウ	

姓と名の間は1コラム空けて記入

総務省編「全国地方公共団体コード」により、該当コードの上5桁を記入

代表者又は個人の氏名	09	中国 太郎	支配人の氏名
主たる営業所の所在地市区町村コード	10	34101	都道府県名 広島県 市区町村名 広島市中区
主たる営業所在地	11	八丁堀2-15	

項番10に続く住所を記入。「丁目」、「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて記入

郵便番号	12	730-0013	電話番号	082-221-9231
------	----	----------	------	--------------

市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、左詰めで記入

ファックス番号 082-511-6189

法人の場合にのみ申請時の資本金を千円単位で右詰めで記入（千円未満切り捨て）

法人又は個人の別	13	1 (1. 法人) 2. 個人	資本金額又は出資総額	法人番号
兼業の有無	14	1 (1. 有) 2. 無	建設業以外に行っている営業の種類 宅地建物取引業	1315234567890123

法人の場合、法人番号の指定を受けた者である場合に記入

許可換えの区分	15	1 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)	旧許可番号	旧許可年月日
許可換え新規の場合、項番15に「2」を記入し、項番16を記入		知事コード 鳥取県:31、島根県:32、岡山県:33、広島県:34、山口県:35	16	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

旧許可番号、旧許可年月日の欄のうち、空位となるものについては「0」を記載すること（例:第09999号、令和03年01月04日）

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先 申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に
応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること

所属等 計画・建設産業課 氏名 中国 花子 電話番号 082-221-9231

ファックス番号 082-511-6189

役員等の一覧表

令和 3 年 1 月 4 日

役員等の氏名及び役名等			
フリガナ	カナ名	役名等	常勤・非常勤の別
チュウゴク 中国	知太郎	代表取締役	常勤
チュウゴク 中国	花子	取締役	常勤
チュウゴク 中国	二郎	取締役	常勤
チュウゴク 中国	春子	相談役	常勤
チュウゴク 中国	三郎	顧問	非常勤
チュウゴク 中国	夏子	株主等	-
<p>登記事項証明書(商業登記簿)に記載されている字で記入し、フリガナを記載する</p>			
<p>「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は、建設業法第5条第3号に規定する役員等に該当する者です。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等(以下「執行役員等」という。)は本欄の役員には含まれないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は本欄の役員に含むものとする。また、本別紙には、「顧問」及び「相談役」(建設業法施行規則第7条第1号口の常勤役員等を直接に補佐する者として申請があった者も含む)のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。「株主等」という。)について記載し、その他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載する。</p>			

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加の申請に使用

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄			申請者は太枠内は記載しない																	
区	分	項番	3	大臣知事コード											許可年月日					
		8	1	1												令和 年 月 日				
許可番号	項番	3	国土交通大臣 許可（般特）第 号																	
		8	2																	

般・特新規、業種追加の場合は、今回の申請により、許可を受けようとする建設業を営業しようとする営業所のみ記載

（主たる営業所）

主たる営業所の名称		フリガナ <u>ホンテン</u>																															
		名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しない営業所は該当しない																															
営業しようとする建設業	8	3	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																														
			<div style="float: right; border: 1px solid red; padding: 2px;"> 一般建設業は「1」 特定建設業は「2」 </div> (1. 一般) (2. 特定)																														
新規、許可換え新規の場合「変更前」は記載しない		変更前																															

（従たる営業所）

従たる営業所の名称		フリガナ <u>トウキョウエイギョウシヨ</u>																															
		建設業を営業する営業所の名称、フリガナを記入																															
従たる営業所の所在地	8	4	東 京 営 業 所																														
従たる営業所の所在地	8	5	1 3 1 0 1			都道府県名 <u>東京都</u>												市区町村名 <u>千代田区</u>															
	8	6	震 が 関 2 - 1 - 3																														
郵便番号	8	7	1 0 0 - 8 9 1 8						電話番号 <u>0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1</u>																								
営業しようとする建設業	8	8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																														
			<div style="float: right; border: 1px solid red; padding: 2px;"> 一般建設業は「1」 特定建設業は「2」 </div> (1. 一般) (2. 特定)																														
新規、許可換え新規の場合「変更前」は記載しない		変更前																															

（従たる営業所）

従たる営業所の名称		フリガナ																														
従たる営業所の所在地	8	5																														
従たる営業所の所在地	8	6																														
郵便番号	8	7																														
営業しようとする建設業	8	8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																													
			<div style="float: right; border: 1px solid red; padding: 2px;"> 1. 一般) 2. 特定) </div>																													
変更前																																

更新の申請に使用

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業																															
			特定	一般																														
営 主 業 た る 所	本店	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15 082-221-9231	略号で記載	土、と、鋼																														
	東京営業所	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 03-5253-8111		土、と、鋼																														
従 た る 営 業 所	【許可申請書の記載要領6の表の（）内に示された略号】																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">土木工事業（土）</td> <td style="width: 33%;">鋼構造物工事業（鋼）</td> <td style="width: 33%;">熱絶縁工事業（絶）</td> </tr> <tr> <td>建築工事業（建）</td> <td>鉄筋工事業（筋）</td> <td>電気通信工事業（通）</td> </tr> <tr> <td>大工工事業（大）</td> <td>舗装工事業（舗）</td> <td>造園工事業（園）</td> </tr> <tr> <td>左官工事業（左）</td> <td>しゅんせつ工事業（しゅ）</td> <td>さく井工事業（井）</td> </tr> <tr> <td>とび・土工工事業（と）</td> <td>板金工事業（板）</td> <td>建具工事業（具）</td> </tr> <tr> <td>石工事業（石）</td> <td>ガラス工事業（ガ）</td> <td>水道施設工事業（水）</td> </tr> <tr> <td>屋根工事業（屋）</td> <td>塗装工事業（塗）</td> <td>消防施設工事業（消）</td> </tr> <tr> <td>電気工事業（電）</td> <td>防水工事業（防）</td> <td>清掃施設工事業（清）</td> </tr> <tr> <td>管工事業（管）</td> <td>内装仕上工事業（内）</td> <td>解体工事業（解）</td> </tr> <tr> <td>タイル・れんが・ブロック工事業（タ）</td> <td>機械器具設置工事業（機）</td> <td></td> </tr> </table>				土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）	建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）	大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）	左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）	とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）	石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）	屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）	電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）	管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）	タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	
	土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）																															
	建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）																															
	大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）																															
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）																																
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）																																
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）																																
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）																																
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）																																
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）																																
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）																																	

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

新規、許可換え新規、般・特新規の許可申請については、登録免許税領収証書の原本を貼付して下さい。

登録免許税の納入先は「広島東税務署」です。
広島東税務署に直接納入いただくか、日本銀行、日本銀行歳入代理店、ゆうちょ銀行から広島東税務署あてに納入して下さい。

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

登録免許税の納入は許可申請者名で行います。代理人名では出来ませんので御注意ください。

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもつて納めた場合にあつては、この限りでない。

専任技術者一覧表

令和 3 年 1 月 4 日

営業所の名称	フリガナの専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分																														
本店	中国 四郎	土-7、と-7、鋼-7	13																														
東京営業所	中国 秋子	土-7、と-7、鋼-7	14																														
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content;"> 営業所一覧表に記載した営業所順に専任技術者名を記載する </div>		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content;"> 「建設業許可申請の手引き(別表(二)有資格コード一覧)を参照のこと </div>																															
<div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>【建設工事の種類について】 記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-7」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般建設業の場合 「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当 「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当 「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当 ・特定建設業の場合 「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当 「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上） 「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当 「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上） 「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当 「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当 <p style="text-align: right;">* 「法」とは建設業法のこと</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>土木工業（土）</td> <td>鋼構造物工業（鋼）</td> <td>熱絶縁工業（絶）</td> </tr> <tr> <td>建築工業（建）</td> <td>鉄筋工業（筋）</td> <td>電気通信工業（通）</td> </tr> <tr> <td>大工工業（大）</td> <td>舗装工業（舗）</td> <td>造園工業（園）</td> </tr> <tr> <td>左官工業（左）</td> <td>しゅんせつ工業（しゅ）</td> <td>さく井工業（井）</td> </tr> <tr> <td>とび・土工工業（と）</td> <td>板金工業（板）</td> <td>建具工業（具）</td> </tr> <tr> <td>石工業（石）</td> <td>ガラス工業（ガ）</td> <td>水道施設工業（水）</td> </tr> <tr> <td>屋根工業（屋）</td> <td>塗装工業（塗）</td> <td>消防施設工業（消）</td> </tr> <tr> <td>電気工業（電）</td> <td>防水工業（防）</td> <td>清掃施設工業（清）</td> </tr> <tr> <td>管工業（管）</td> <td>内装仕上工業（内）</td> <td>解体工業（解）</td> </tr> <tr> <td>タイル・れんが・ブロック工業（タ）</td> <td>機械器具設置工業（機）</td> <td></td> </tr> </table> </div>				土木工業（土）	鋼構造物工業（鋼）	熱絶縁工業（絶）	建築工業（建）	鉄筋工業（筋）	電気通信工業（通）	大工工業（大）	舗装工業（舗）	造園工業（園）	左官工業（左）	しゅんせつ工業（しゅ）	さく井工業（井）	とび・土工工業（と）	板金工業（板）	建具工業（具）	石工業（石）	ガラス工業（ガ）	水道施設工業（水）	屋根工業（屋）	塗装工業（塗）	消防施設工業（消）	電気工業（電）	防水工業（防）	清掃施設工業（清）	管工業（管）	内装仕上工業（内）	解体工業（解）	タイル・れんが・ブロック工業（タ）	機械器具設置工業（機）	
土木工業（土）	鋼構造物工業（鋼）	熱絶縁工業（絶）																															
建築工業（建）	鉄筋工業（筋）	電気通信工業（通）																															
大工工業（大）	舗装工業（舗）	造園工業（園）																															
左官工業（左）	しゅんせつ工業（しゅ）	さく井工業（井）																															
とび・土工工業（と）	板金工業（板）	建具工業（具）																															
石工業（石）	ガラス工業（ガ）	水道施設工業（水）																															
屋根工業（屋）	塗装工業（塗）	消防施設工業（消）																															
電気工業（電）	防水工業（防）	清掃施設工業（清）																															
管工業（管）	内装仕上工業（内）	解体工業（解）																															
タイル・れんが・ブロック工業（タ）	機械器具設置工業（機）																																

該当するものに○を付ける

(用紙A4)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

工事経歴書(様式第二号)を作成した全ての建設工事の種類について記載する

(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	とび・土工工事	鋼構造物工事	工事		
第30期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	元請	公共	1,450,444	66,539	0		0	1,516,983
		民間	27,329	0	0		2,533	29,862
	下請		0	0	38,538		0	38,538
	計		1,477,773	66,539	38,538		2,533	1,585,383
第31期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	元請	公共	1,360,150	68,901	0		0	1,429,051
		民間	25,332	0	0		0	25,332
	下請		0	0	39,333		0	39,333
	計		1,385,482	68,901	39,333		0	1,493,716
第32期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	元請	公共	1,174,276	194,415	0		0	1,368,691
		民間	25,836	0	0		0	25,836
	下請		0	0	38,798		0	38,798
	計		1,200,112	194,415	38,798		0	1,433,325
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間	工事経歴書(様式第二号)と一致する				用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」は最終頁に記載する	
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	10人	5人	3人	18人
東京営業所	5人	3人	1人	9人
営業所一覧表に記載した営業所順に記載				
合計	15人	8人	4人	27人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

不要な文字は消す

不要な文字は消す

{ 申 請 者
譲 受 人
合併存続法人
分割承継法人 }

{ 申 請 者
譲 受 人
合併存続法人
分割承継法人 }

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 3年 1月 4日

不要な文字は消す

申 請 者
譲 受 人
合併存続法人
分割承継法人

広島県広島市中区八丁堀2-15
株式会社 中国建設
代表取締役 中国 太郎

不要な文字は消す

中国地方整備局長

北海道開発局長

知事 殿

記載要領

{ 申 請 者
譲 受 人
合併存続法人
分割承継法人 }

「 申 請 者
譲 受 人
合併存続法人
分割承継法人 」

「 地方整備局長
北海道開発局長
知事 」

については不要なものを消すこと

記載例は建設業法施行規則第7条第1号イ(1)該当の場合。
なお、建設業法施行規則第7条第1号イ(2)、(3)該当の場合、
別途個別認定を受ける必要があります。

0 0 0 0 2

被証明者1人について証明者別に作成する

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

不要のものを消すこと

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \\ (3) \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役、代表取締役 取締役、代表取締役等、経験期間中の被証明者の役職名を記載する

経験年数 平成25年 4月から 令和 2年12月まで 満 7年 9月

証明者と被証明者との関係 役員 証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

備考 証明者が申請者以外の建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者（被証明者と同等以上の役職にあった者）を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

令和 3 年 1 月 4 日

証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること

広島県広島市中区八丁堀2-15
株式会社 中国建設
代表取締役 中国 太郎

証明者

不要のものを消すこと

不要のものを消すこと

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 人} \\ \text{の 支 配 人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号イ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \\ (3) \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 3 年 1 月 4 日

不要のものを消すこと

中国地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 広島県広島市中区八丁堀2-15
株式会社 中国建設
届出者 代表取締役 中国 太郎

申請又は届出の区分 $\left[\begin{matrix} \text{項番} \\ 1 \quad 7 \quad 3 \end{matrix} \right]$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

「1. 新規」・・・ 初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があった場合
「3. 常勤役員等の更新等」・・・ 現在証明されている者のままとする場合

変更の年月日 令和 年 月 日

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入する。
新規、許可換え新規の場合は空欄。

大臣コード 国土交通大臣 許可（一般）第 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 7 \end{matrix} \right]$ 第 $\left[\begin{matrix} 9 \\ 9 \\ 9 \\ 9 \\ 9 \end{matrix} \right]$ 号 許可年月日 平成 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 8 \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} 0 \\ 2 \end{matrix} \right]$ 月 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 8 \end{matrix} \right]$ 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ $\left[\begin{matrix} 1 \\ 9 \end{matrix} \right] \left[\begin{matrix} 3 \\ \text{チ} \\ \text{ユ} \end{matrix} \right]$ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 0 \end{matrix} \right] \left[\begin{matrix} 3 \\ \text{中} \\ \text{国} \end{matrix} \right] \left[\begin{matrix} 5 \\ \text{太} \\ \text{郎} \end{matrix} \right] \left[\begin{matrix} 10 \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 生年月日 $\left[\begin{matrix} 13 \\ \text{S} \\ \text{5} \end{matrix} \right] \left[\begin{matrix} 14 \\ \text{5} \\ \text{5} \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} 16 \\ \text{0} \\ \text{4} \end{matrix} \right] \left[\begin{matrix} 18 \\ \text{0} \\ \text{1} \end{matrix} \right]$ 日
住 所 広島県広島市中区上八丁堀6-30 住民票上の住所を記載する。
なお、現住所(居所)が住民票と異なる場合は、「住民票」「居所」それぞれの住所を記載する。

◎【変 更 前】

氏 名 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 1 \end{matrix} \right] \left[\begin{matrix} 3 \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right] \left[\begin{matrix} 5 \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right] \left[\begin{matrix} 10 \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 $\left[\begin{matrix} 13 \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right] \left[\begin{matrix} 14 \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} 16 \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right] \left[\begin{matrix} 18 \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現住所	広島県広島市中区上八丁堀6-30			住民票上の住所を記載する。 なお、現住所(居所)が住民票と異なる場合は、「住民票」「居所」それぞれの住所を記載する。
氏名	中国 太郎	生年月日	昭和55年 4月 1日生	
職名	代表取締役			
職歴	期間	従事した職務内容		
	自平成14年 4月 1日	株式会社中国建設 入社 土木部土木課に勤務		
	自平成21年 3月 31日			
	自平成21年 4月 1日	株式会社中国建設 営業部長		
	自平成23年 6月 30日			
	自平成25年 4月 1日	株式会社中国建設 取締役就任		
	自平成27年 6月 30日			
	自平成27年 7月 1日	株式会社中国建設 代表取締役就任 現在に至る		
	自 年 月 日			
	自 年 月 日			
	自 年 月 日			
	自 年 月 日			
	自 年 月 日			
	自 年 月 日			
	自 年 月 日			
自 年 月 日				
自 年 月 日				
自 年 月 日				
自 年 月 日				
賞罰	年 月 日	賞罰の内容		
		なし 建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。		
上記のとおり相違ありません。				
令和 3 年 1 月 4 日		氏名 中国 太郎		

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

被証明者1人について証明者別に作成する

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

不要のものを消すこと (第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 執行役員（財務、労務）、取締役 **取締役、代表取締役等、経験期間中の被証明者の役職名を記載する**

経験年数 平成27年 1月から 令和 2年12月まで 満 6年 0月

証明者と被証明者との関係 役員 **証明者の立場からみた被証明者との関係を記入**

備考 **証明者が申請者以外の建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者（被証明者と同等以上の役職にあった者）を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。**

令和 3 年 1 月 4 日

証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること

広島県広島市中区八丁堀2-15
株式会社 中国建設
証明者 代表取締役 中国 太郎

不要のものを消すこと

不要のものを消すこと

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 人} \\ \text{の 支 配 人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号ロ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 3 年 1 月 4 日

不要のものを消すこと

中国地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

不要のものを消すこと

申請者 広島県広島市中区八丁堀2-15
株式会社 中国建設
届出者 代表取締役 中国 太郎

申請又は届出の区分 $\left[\begin{matrix} \text{項番} \\ 1 \\ 7 \\ 3 \end{matrix} \right]$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

**「1. 新規」・・・初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
「3. 常勤役員等の更新等」・・・現在証明されている者のままとする場合**

大臣知事コード 許可番号 $\left[\begin{matrix} 1 \\ 8 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \right]$ 国土交通大臣知事許可（般特- $\left[\begin{matrix} 2 \\ 7 \end{matrix} \right]$ ）第 $\left[\begin{matrix} 9 \\ 9 \\ 9 \\ 9 \\ 9 \\ 9 \end{matrix} \right]$ 号 許可年月日 平成 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 8 \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} 0 \\ 2 \end{matrix} \right]$ 月 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 8 \end{matrix} \right]$ 日

記

**「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入する。
新規、許可換え新規の場合は空欄。**

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ $\left[\begin{matrix} 1 \\ 9 \\ \text{チ} \\ \text{ユ} \end{matrix} \right]$ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 0 \\ \text{中} \\ \text{国} \\ \text{二} \\ \text{郎} \end{matrix} \right]$ 生年月日 $\left[\begin{matrix} 13 \\ 5 \\ 7 \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} 16 \\ 0 \\ 6 \end{matrix} \right]$ 月 $\left[\begin{matrix} 18 \\ 0 \\ 6 \end{matrix} \right]$ 日

住所 広島県広島市中区上八丁堀6-30 **住民票上の住所を記載する。
なお、現住所(居所)が住民票と異なる場合は、「住民票」「居所」それぞれの住所を記載する。**

◎【変更前】

氏名 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 1 \end{matrix} \right]$ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 $\left[\begin{matrix} 13 \\ 14 \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} 16 \end{matrix} \right]$ 月 $\left[\begin{matrix} 18 \end{matrix} \right]$ 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現住所	広島県広島市中区上八丁堀6-30		
氏名	中国 二郎	生年月日	昭和57年6月6日生
職名	取締役		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自平成17年4月1日	株式会社中国建設 入社 土木部土木課に勤務	
	自平成21年3月31日		
	自平成23年7月1日	株式会社中国建設 営業部長	
	自平成26年12月31日		
	自平成27年1月1日	株式会社中国建設 執行役員(財務担当)	
	自平成29年12月31日		
	自平成30年1月1日	株式会社中国建設 執行役員(労務担当)	
	自平成30年12月31日		
	自平成31年1月1日	株式会社中国建設 取締役就任 現在に至る	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 3 年 1 月 4 日		氏名 中国 二郎	

住民票上の住所を記載する。
 なお、現住所(居所)が住民票と異なる場合は、「住民票」「居所」それぞれの住所を記載する。

現在に至るまでの職歴を記入する。
 特に建設業に関するものはすべて記入する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

被証明者1人について証明者別に作成する

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

不要のものを消すこと (第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号口 $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **取締役** 取締役、代表取締役等、経験期間中の被証明者の役職名を記載する

経験年数 平成27年 1月から 平成30年12月まで 満 4年 0月

証明者と被証明者との関係 **役員** 証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

備考 証明者が申請者以外の建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者(被証明者と同等以上の役職にあった者)を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

令和 3 年 1 月 4 日

証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること

証明者 **広島県広島市中区八丁堀2-15
株式会社 中国不動産
代表取締役 中国 一郎**

不要のものを消すこと

不要のものを消すこと

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 人} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号口 $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 3 年 1 月 4 日

不要のものを消すこと

中国地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

不要のものを消すこと

申請者 **広島県広島市中区八丁堀2-15
株式会社 中国建設**
届出者 **代表取締役 中国 太郎**

申請又は届出の区分

項番	3
1	7
3	

 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

「1. 新規」・・・初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
「3. 常勤役員等の更新等」・・・現在証明されている者のままとする場合

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号

3			
1	8	0	0

 国土交通大臣 知事 許可(一般-

2	7
---	---

) 第

5					
9	9	9	9	9	9

 号 許可年月日 平成

11	
2	8

 年

13	
0	2

 月

15	
2	8

 日

記

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入する。
新規、許可換え新規の場合は空欄。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ

3			
1	9	チ	ユ

 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

3	5	10							
2	0	中	国	春	子				

 生年月日

13	14	16	18						
S	5	8	年	0	7	月	0	7	日

住所 **広島県広島市中区上八丁堀6-30** 住民票上の住所を記載する。
なお、現住所(居所)が住民票と異なる場合は、「住民票」「居所」それぞれの住所を記載する。

◎【変更前】

氏名 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日

13	14	16	18						
				年					日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

被証明者1人について証明者別に作成する

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

不要のものを消すこと (第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役 取締役、代表取締役等、経験期間中の被証明者の役職名を記載する

経験年数 平成31年 1月から 令和 2年12月まで 満 2年 0月

証明者と被証明者との関係 役員 証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

備考 証明者が申請者以外の建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者(被証明者と同等以上の役職にあった者)を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

令和 3 年 1 月 4 日

証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること

広島県広島市中区八丁堀2-15
株式会社 中国建設
証明者 代表取締役 中国 太郎

不要のものを消すこと

不要のものを消すこと

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 人} \\ \text{の 支 配 人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号ロ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 3 年 1 月 4 日

不要のものを消すこと

中国地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

不要のものを消すこと

申請者 広島県広島市中区八丁堀2-15
株式会社 中国建設
届出者 代表取締役 中国 太郎

申請又は届出の区分 $\left\{ \begin{matrix} \text{項番} \\ 1 \\ 7 \\ 3 \end{matrix} \right\}$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

「1. 新規」・・・初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
「3. 常勤役員等の更新等」・・・現在証明されている者のままとする場合

大臣知事コード 国土交通大臣知事許可(一般-27)第 9999999999 号
許可番号 1800 平成 28年 02月 28日

記

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入する。
新規、許可換え新規の場合は空欄。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 19チユ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 20中国 春子 生年月日 S58年07月07日

住所 広島県広島市中区上八丁堀6-30 住民票上の住所を記載する。
なお、現住所(居所)が住民票と異なる場合は、「住民票」「居所」それぞれの住所を記載する。

◎【変更前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 21 生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現住所	広島県広島市中区上八丁堀6-30			住民票上の住所を記載する。 なお、現住所(居所)が住民票と異なる場合は、「住民票」「居所」それぞれの住所を記載する。
氏名	中国 春子	生年月日	昭和58年7月7日生	
職名	取締役			
職歴	期間	従事した職務内容		
	自平成17年4月1日	株式会社中国建設 入社 土木部土木課に勤務		
	自平成21年3月31日			
	自平成23年7月1日	株式会社中国建設 営業部長		
	自平成26年12月31日			
	自平成27年1月1日	株式会社中国不動産 取締役就任(不動産業4年)		
	自平成30年12月31日			
	自平成31年1月1日	株式会社中国建設 取締役就任(建設業2年) 現在に至る		
	自 年 月 日			
	自 年 月 日			
	自 年 月 日			
	自 年 月 日			
	自 年 月 日			
	自 年 月 日			
	自 年 月 日			
自 年 月 日				
自 年 月 日				
自 年 月 日				
自 年 月 日				
賞罰	年 月 日	賞罰の内容		
		なし		
上記のとおり相違ありません。				
令和 3 年 1 月 4 日		氏名 中国 春子		

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 3 年 1 月 4 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

〇〇部長(財務管理担当)、執行役員(財務管理担当)など証明期間中の被証明者の役職を記載

不要のものを消すこと

申請者 広島県広島市中区八丁堀2-15
届出者 株式会社 中国建設
代表取締役 中国 太郎

役職名等 総務部長(財務管理、労務管理、業務運営担当)
経験年数 平成25年4月から 令和2年12月まで 満7年9月
証明者と被証明者との関係 社員
備考

証明者が証明できる期間、被証明者が財務管理の業務を担当する者としての経験を有した年数を記入

申請又は届出の区分 2 2 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

「1. 新規」・・・初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があった場合
「3. 常勤役員等の更新等」・・・現在証明されている者のままとする場合

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣知事コード

許可番号 2 3 0 0 国土交通大臣許可(一般-27)第 9 9 9 9 9 9 号 許可年月日 平成 2 8 年 0 2 月 2 8 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 チ ュ
氏名 2 5 中国 五郎
住所 広島県広島市中区上八丁堀6-30
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 6 3 年 1 2 月 1 2 日

住民票上の住所を記載する。
なお、現住所(居所)が住民票と異なる場合は、「住民票」「居所」それぞれの住所を記載する。

◎【変更前】

氏名 2 6
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 3 年 1 月 4 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

〇〇部長(労務管理担当)、執行役員(労務管理担当)など証明期間中の被証明者の役職を記載

不要のものを消すこと

申請者
届出者

広島県広島市中区八丁堀2-15
株式会社 中国建設
代表取締役 中国 太郎

役職名等 総務部長(財務管理、労務管理、業務運営担当)
経験年数 平成25年4月から 令和2年12月まで 満7年9月
証明者と被証明者との関係 社員
備考

証明者が証明できる期間、被証明者が労務管理の業務を担当する者としての経験を有した年数を記入

申請又は届出の区分 2 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

「1. 新規」・・・初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があった場合
「3. 常勤役員等の更新等」・・・現在証明されている者のままとする場合

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣
知事 コード

許可番号 2 3 0 0 国土交通大臣 許可(一般-27) 第 9 9 9 9 9 9 号 許可年月日 平成 2 8 年 0 2 月 2 8 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 8 チ ュ
氏名 2 9 中 国 五 郎
住所 広島県広島市中区上八丁堀6-30
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 6 3 年 1 2 月 1 2 日

住民票上の住所を記載する。
なお、現住所(居所)が住民票と異なる場合は、「住民票」「居所」それぞれの住所を記載する。

◎【変更前】

氏名 3 0
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 3 年 1 月 4 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

〇〇部長(業務運営担当)、執行役員(業務運営担当)など証明期間中の被証明者の役職を記載

不要のものを消すこと

申請者
届出者

広島県広島市中区八丁堀2-15
株式会社 中国建設
代表取締役 中国 太郎

役職名等 総務部長(財務管理、労務管理、業務運営担当)
経験年数 平成25年4月から 令和2年12月まで 満7年9月
証明者と被証明者との関係 社員
備考

証明者が証明できる期間、被証明者が業務運営33の業務を担当する者としての経験を有した年数を記入

申請又は届出の区分 3 1 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

「1. 新規」・・・初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があった場合
「3. 常勤役員等の更新等」・・・現在証明されている者のままとする場合

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣
知事 コード

許可番号 2 3 0 0 国土交通大臣 許可(一般-27) 第 9 9 9 9 9 9 号 許可年月日 平成 2 8 年 0 2 月 2 8 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 3 2 チ ュ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名 3 3 中 国 五 郎 生年月日 S 6 3 年 1 2 月 1 2 日
住所 広島県広島市中区上八丁堀6-30
住民票上の住所を記載する。
なお、現住所(居所)が住民票と異なる場合は、「住民票」「居所」それぞれの住所を記載する。

◎【変更前】

氏名 3 4 生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

住民票上の住所を記載する。
 なお、現住所(居所)が住民票と異なる場合は、「住民票」「居所」それぞれの住所を記載する。

現住所	広島県広島市中区上八丁堀6-30		
氏名	中国 五郎	生年月日	昭和63年12月12日生
職名	総務部長		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 平成23年 4月 1日	株式会社中国建設入社 営業部営業課に勤務	
	至 平成25年 3月 31日		
	自 平成25年 4月 1日	株式会社中国建設 総務部長 (財務管理、労務管理、業務運営担当) 現在に至る	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 3 年 1 月 4 日		氏 名 中国 五郎	

現在に至るまでの職歴を記入する。特に建設業に関するものはすべて記入する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

該当するものに○をする

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。

令和 3 年 1 月 4 日

不要のものを消すこと

中国地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入する。新規、許可換え新規の場合は空欄。

不要のものを消すこと

広島県広島市中区八丁堀 2-15
 申請者 株式会社 中国建設
 届出者 代表取締役 中国 太郎

許可年月日

許 可 番 号 国土交通大臣 許可（般 特 - 27）第 9999999 号 平成 28 年 02 月 28 日

法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）記載すること。（）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	
本店	(25人 4人)	1	1	1	健康保険	○○健康保険組合
					厚生年金保険	△△△△△
					雇用保険	□□□□□
東京営業所	(10人 0人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	(人 人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人 人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	(35人 4人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	

「健康保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。

「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。

「雇用保険」の欄については、適用事業所となったことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。

「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。
一般・特定建設業の両方を申請する場合には消さない。

「(1)」に○をする

専任技術者証明書 (新規・変更)

新規・許可換え新規の場合

- ① 下記のとおり、

建設業法第7条第2号
建設業法第15条第2号

に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- ② 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

不要のものを消すこと

令和 3 年 1 月 4 日

中国地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿	申請者 株式会社 中国建設 代表取締役 中国 太郎					
区 分	項番	1. 新規許可等	2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更	3. 専任技術者の追加	4. 専任技術者の交替に伴う削除	5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更
大臣コード	3	1				
許可番号	6 2			5	10	11 13 15
						令和 年 月 日

カタカナで最初から2文字を記入。(濁音又は半濁音は1文字とする)

氏名	フリガナ	チュウゴク シロウ	元号	〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
6 3	チ ユ 中 国	四 郎	15	S 6 1 年 1 0 月 1 0 日
建設工事の種類	7		25	30
有資格区分	1 3		11	13 15 17
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)		
専任技術者の住所	広島県広島市中区上八丁堀6-30		本店	

項番64、65は「建設業許可申請の手引き(別表(二)有資格コード一覧)」を参照し記載のこと

専任の技術者となる建設業に係る資格のみ記入

住民票上の住所を記載する。なお、現住所(居所)が住民票と異なる場合は、「住民票」「居所」それぞれの住所を記載する。

証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載

氏名	フリガナ	チュウゴク アキコ	元号	〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
6 3	チ ユ 中 国	秋 子	15	S 6 2 年 1 1 月 1 1 日
建設工事の種類	7		25	30
有資格区分	1 4		11	13 15 17
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)		
専任技術者の住所	東京都千代田区霞が関2-1-3		東京営業所	

氏名	フリガナ		元号	〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
6 3			15	年 月 日
建設工事の種類	7		25	30
有資格区分	1		11	13 15 17
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)		
専任技術者の住所			営業所の名称 (新所属)	

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。
一般・特定建設業の両方を申請する場合には消さない。

000003

種類追加の場合

「(1)」に○をする

専任技術者証明書 (新規・変更)

- ① 下記のとおり、{ 建設業法第7条第2号 建設業法第15条第2号 }に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- ② 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

不要のものを消すこと

令和 3 年 1 月 4 日

中国地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿	申請者 株式会社 中国建設 代表取締役 中国 太郎
-----------------------------	---------------------------------

区 分

大臣コード

許可番号

国土交通大臣 許可 (一般 - 27) 第 9999999 号

許可年月日 平成 28 年 02 月 28 日

「1」を記入

不要のものを消すこと

カタカナで最初から2文字を記入。(濁音又は半濁音は1文字とする)

氏名	フリガナ	元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏 名	チュウゴク シロウ	元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏 名	チュウゴク シロウ	生年月日 S 6 1 年 1 0 月 1 0 日
今後担当する建設工事の種類	7	項番64, 65は「建設業許可申請の手引き(別表(二)有資格コード一覧)」を参照し記載のこと
現在担当している建設工事の種類	7	
有資格区分	1 3	専任の技術者となる建設業に係る資格のみ記入
変更、追加又は削除の年月日		営業所の名称 (旧所属) 本店
専任技術者の住所	広島県広島市中区上八丁堀6-30	現在証明されている専任の技術者である場合に限り、証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載 本店
	住民票上の住所を記載する。なお、現住所(居所)が住民票と異なる場合は、「住民票」「居所」それぞれの住所を記載する。	証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載

氏名	フリガナ	元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏 名		生年月日
今後担当する建設工事の種類		
現在担当している建設工事の種類		
有資格区分		
変更、追加又は削除の年月日		営業所の名称 (旧所属)
専任技術者の住所		営業所の名称 (新所属)

氏名	フリガナ	元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏 名		生年月日
今後担当する建設工事の種類		
現在担当している建設工事の種類		
有資格区分		
変更、追加又は削除の年月日		営業所の名称 (旧所属)
専任技術者の住所		営業所の名称 (新所属)

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。
一般・特定建設業の両方を申請する場合には消さない。

更新の場合

「(1)」に○をする

専任技術者証明書 (新規・変更)

- ① 下記のとおり、{建設業法第7条第2号 建設業法第15条第2号}に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- ② 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

不要のものを消すこと

令和 3 年 1 月 4 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

「1」を記入

不要のものを消すこと

申請者 広島県広島市中区八丁堀2-1-5
株式会社 中国建設
代表取締役 中国 太郎

区 分	項番	611	(1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)
許可番号	大臣知事コード	6200	国土交通大臣 許可 (一般 - 27) 第 99999999 号
	許可年月日		平成 28 年 02 月 28 日

カタカナで最初から2文字を記入。(濁音又は半濁音は1文字とする)

氏名	フリガナ	チュウゴク シロウ	元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
	フリガナ	チュウゴク シロウ	
氏名	63	チ ユ 中 国 四 郎	生年月日 S 61年10月10日
今後担当する建設工事の種類	64	7 7	現在証明されている専任の技術者である場合に限り、証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載
現在担当している建設工事の種類	7	7 7	現在証明されている専任の技術者である場合に限り、証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載
有資格区分	65	13 2 3 4 5 6 7 8	専任の技術者となる建設業に係る資格のみ記入
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)	本店
専任技術者の住所	広島県広島市中区上八丁堀6-30	営業所の名称 (新所属)	本店

氏名	フリガナ	チュウゴク アキコ	元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
	フリガナ	チュウゴク アキコ	
氏名	63	チ ユ 中 国 秋 子	生年月日 S 62年11月11日
今後担当する建設工事の種類	64	7 7	
現在担当している建設工事の種類	7	7 7	
有資格区分	65	14 2 3 4 5 6 7 8	
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)	東京営業所
専任技術者の住所	東京都千代田区霞が関2-1-3	営業所の名称 (新所属)	東京営業所

氏名	フリガナ		元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
	フリガナ		
氏名	63		生年月日
今後担当する建設工事の種類	64		
現在担当している建設工事の種類			
有資格区分	65		
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日	営業所の名称 (旧所属)	
専任技術者の住所		営業所の名称 (新所属)	

建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成する

実務経験証明書

下記の者は、内装仕上 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 3 年 1 月 4 日

証明しようとする建設工事の種類を記載

広島県広島市中区八丁堀 2-15

株式会社 中国建設

代表取締役 中国 太郎

証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者（被証明者と同等以上の役職にあった者）を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

証 明 者

被証明者との関係 社員

記

技 術 者 の 氏 名	中国 冬子	生年月日	昭和30年1月1日	使用された期間	昭和53年 4月から 令和2年 12月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	株式会社 中国建設	実務経験を得た当時の商号又は名称を記入。個人の場合は個人名（ただし、屋号を登記している場合は屋号）を記入。			
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事係員	中国保育園内装工事 他20件			平成14年4月から平成15年3月まで	
工事係員	中国幼稚園内装工事 他15件			平成15年4月から平成16年3月まで	
工事係員	中国小学校内装工事 他20件			平成16年4月から平成17年3月まで	
工事係員	中国中学校内装工事 他25件			平成17年4月から平成18年3月まで	
工事係員	中国高校内装工事 他20件			平成18年4月から平成19年3月まで	
工事係長	中国第二保育園防音工事 他20件			平成19年4月から平成20年3月まで	
工事係長	中国第二幼稚園防音工事 他15件			平成20年4月から平成21年3月まで	
工事係長	中国第二小学校防音工事 他20件			平成21年4月から平成22年3月まで	
工事係長	中国第二中学校防音工事 他25件			平成22年4月から平成23年3月まで	
工事課長	中国第二高校防音工事 他20件			平成23年4月から平成24年3月まで	
工事課長	中国第三幼稚園内装工事 他15件			平成24年4月から平成25年3月まで	
被証明者が所属していた部課名等を記載する	従事した主な工事名等を具体的に記載する。 通年にわたり建設工事の経験がある場合は、その年の代表的な工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として件数を記入し、最大1年分を上限として一行にまとめて記入することができる。 通年にわたり建設工事の経験がない場合は、一件工事毎に積み上げて記入する。工事名等により、経験した建設工事が分からないときは、「〇〇工事に伴う〇〇工事」のように、工事名等の後に具体的に経験の内容を記載する。			年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 例：令和2年3月31日 会社解散のため			合計	満 11年 0月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

発注者から直接請け負った建設工事を記載する。
発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含まない。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、内装仕上 工事に關し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 3 年 1 月 4 日

証明しようとする建設工事の種類を記載

広島県広島市中区八丁堀 2-15

株式会社 中国建設

代表取締役 中国 太郎

様式第9号と同様

証 明 者

被証明者との関係 社員

記

技術者の氏名	中国 冬子		生年月日	昭和30年1月1日	使用された	平成25年 4月から
使用者の商号 又は 名称	株式会社 中国建設				期 間	令和2年 12月まで
発注者名	請負代金の額	職 名	実務経験の内容		実務経験年数	
中国内装（株）	80,000千円	工事部長	中国市民会館内装工事 ○○		平成26年4月から平成27年9月まで	
中国防音（株）	100,000千円	工事部長	中国ホール防音工事 ○○		平成28年4月から平成29年9月まで	
	千円		実務経験の内容が具体的に明らかになるように記載		年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 例：令和2年3月31日 会社解散のため				合計	満 2年 10月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

不要のものを消すこと

（法人の役員等）
~~本 人~~
~~法 定 代 理 人~~
 法定代理人の役員等

様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については不要

の住所、生年月日等に関する調書

住民票上の住所を記載する。
 なお、現住所（居所）が住民票と異なる場合は、「住民票」「居所」それぞれの住所を記載する。

住 所	広島県広島市中区上八丁堀6-30		
氏 名	中国 花子	生 年 月 日	昭和56年5月5日生
役 名 等	取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 3 年 1 月 4 日		氏 名 中国 花子	

記載要領

- 「（法人の役員等）
 （~~本 人~~
~~法 定 代 理 人~~
 法定代理人の役員等）」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3		
氏	名	中国 秋子	生 年 月 日	昭和62年11月11日生
営	業	所 名	東京営業所	
職	名	東京営業所長		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし	建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。	
罰				
上記のとおり相違ありません。				
		令和 3 年 1 月 4 日	氏 名	中国 秋子

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 (出 資 者) 調 書

株主 (出資者) 名	住 所	所有株数又は出資の価額
<p>中国 夏子</p> <p>株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合にはその者の氏名を記入</p>	<p>広島県広島市中区上八丁堀6-30</p>	<p>100株</p>

総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

貸借対照表

決算日を記入

令和2年3月31日 現在

(会社名) 株式会社 中国建設

資産の部

I 流動資産		千円
現金預金	203,349	
受取手形	132,001	
完成工事未収入金	81,096	
有価証券		
未成工事支出金	385,009	
材料貯蔵品	53,005	
短期貸付金		
前払費用		
繰延税金資産	2,000	
その他	19,255	
貸倒引当金	△ 2,233	
流動資産合計	873,482	
II 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	90,111	
減価償却累計額	△ 29,002	61,109
機械・運搬具	100,229	
減価償却累計額	△ 60,018	40,211
工具器具・備品	15,374	
減価償却累計額	△ 10,344	5,030
土地		41,776
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他		
減価償却累計額	△	
有形固定資産合計		148,126
(2) 無形固定資産		
特許権		
借地権		
のれん		

千円単位で表示する。ただし、会社法に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載する。

リース資産	
その他	500
無形固定資産合計	500

(3) 投資その他の資産	
投資有価証券	3,000
関係会社株式・関係会社出資金	2,700
長期貸付金	
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	19,322
貸倒引当金	△
投資その他の資産合計	25,022
固定資産合計	173,648

III 繰延資産	
創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	
繰延資産合計	
資産合計	1,047,130

負債の部

I 流動負債	
支払手形	331,022
工事未払金	118,003
短期借入金	3,000
リース債務	
未払金	
未払費用	10,800
未払法人税等	
繰延税金負債	13,300
未成工事受入金	
預り金	355,756
前受収益	2,221
引当金	
その他	2,010
流動負債合計	836,112

2,223

II 固定負債

社債

長期借入金

リース債務

繰延税金負債

退職給与引当金

負ののれん

その他

固定負債合計

負債合計

118,029

2,223

120,252

956,364

純資産の部

I 株主資本

(1) 資本金

(2) 新株式申込証拠金

(3) 資本剰余金

資本準備金

その他資本剰余金

資本剰余金合計

(4) 利益剰余金

利益準備金

その他利益剰余金

準備金

積立金

繰越利益剰余金

利益剰余金合計

(5) 自己株式

(6) 自己株式申込証拠金

株主資本合計

40,000

5,000

45,766

50,766

△

90,766

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金

(2) 繰延ヘッジ損益

(3) 土地再評価差額金

評価・換算差額等合計

III 新株予約権

純資産合計

負債純資産合計

90,766

1,047,130

損 益 計 算 書

自 平成 31年 4月 1日
至 令和 2年 3月 31日

（会社名）株式会社 中国建設

		千円
I 売上高		
完成工事高	1,433,325	
兼業事業売上高		1,433,325
II 売上原価		
完成工事原価	1,249,332	
兼業事業売上原価		1,249,332
売上総利益（売上総損失）		
完成工事総利益（完成工事総損失）	183,993	
兼業事業総利益（兼業事業総損失）		183,993
III 販売費及び一般管理費		
役員報酬	25,000	
従業員給料手当	52,011	
退職金	500	
法定福利費	3,222	
福利厚生費	4,057	
修繕維持費	570	
事務用品費	2,551	
通信交通費	7,297	
動力用水光熱費	687	
調査研究費		
広告宣伝費	2,739	
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
交際費	8,899	
寄付金		
地代家賃	7,058	
減価償却費	7,077	
開発費償却		
租税公課	2,338	
保険料	1,259	
雑費	6,850	
営業利益（営業損失）		132,115
IV 営業外収益		51,878
受取利息配当金	5,011	
その他		5,011
V 営業外費用		
支払利息	20,711	
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
その他		20,711
経常利益（経常損失）		36,178
VI 特別利益		
前期損益修正益		
その他	4,311	4,311
VII 特別損失		
前期損益修正損		
その他	9,582	9,582
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		30,907
法人税、住民税及び事業税	10,907	
法人税等調整額		
当期純利益（当期純損失）		20,000

直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）の合計額と一致する

完成工事原価報告書の完成工事原価の額と一致する

千円単位で表示する。ただし、会社法に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載する。

様式第十七号「株主資本等変動計算書」の当期利益と一致する

(用紙A4)

完成工事原価報告書

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月 31日

(会社名) 株式会社 中国建設
千円

I	材料費		<u>349,972</u>
II	労務費		<u>145,545</u>
	(うち労務外注費	<u>20,000</u>)	
III	外注費		<u>516,026</u>
IV	経費		<u>237,789</u>
	(うち人件費	<u>64,322</u>)	
	完成工事原価		<u>1,249,332</u>

株主資本等変動計算書

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

（会社名）株式会社 中国建設

千円

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金			評価・ 換算差 額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		×× 積立金	繰越 利益 剰余金								
当期首残高	40,000				5,000		25,766	30,766		70,766					70,766
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当															
当期純利益							20,000	20,000		20,000					20,000
自己株式の処分															
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）															
当期変動額合計							20,000	20,000		20,000					20,000
当期末残高	40,000				5,000		45,766	50,766		90,766					90,766

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 59 号に規定する遡及適用又は同項第 64 号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却

(6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少

(7) 株主資本の計数の変動

- ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
- ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
- ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
- ④ 剰余金の内訳科目間の振替

11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。

12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。

13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。

- (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
- (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
- (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

- (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注 記 表

自 令和31年 4月 1日
至 令和 2年 3月 31日

（会社名）株式会社 中国建設

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬^{ひょう}の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事高
 - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
- (3) 剰余金の配当
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名 称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割 合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社		持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし	
		公開会社 株式譲渡 制限会社	

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{びゅう} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

- 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- (4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。
- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
 - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産

又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項
注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬^{びゅう}の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せず
に両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち
工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相
殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を
記載する。

注8

- (1) 工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う

ていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注18 注1から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

附 属 明 細 表
令和2年3月31日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相手先	金額
	千円
計	

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘 柄	一 株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘 要
			株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	株式 数	金額	株式 数	金額	株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	
		千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
計													
社 債	銘 柄	期 首 残 高			当期増加額	当期減少額	期 末 残 高			摘 要			
		取得価額	貸借対照 表計上額				取得価額	貸借対照 表計上額					
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円				
計													
その他の有価証券													
	計												

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円		
計			—

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

記載要領

第1 一般的事項

- 1 「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 2 「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に定める会社をいう。
- 3 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第23号に定める会社をいう。
- 4 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借

対照表の写しを添付しなければならない。

5 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- (1) 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 滞留状況については、当期計上分（1年未満）及び前期以前計上分（1年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

3 長期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

4 関係会社貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

5 関係会社有価証券明細表

- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄

及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。
- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件（1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8 長期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間における1年ごとの返済予定額を注記すること。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9 関係会社借入金明細表

- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和50年	4月	1日	創業
	昭和55年	4月	1日	株式会社 中国建設 設立（資本金3,000万円）
	平成12年	3月	1日	東京営業所開設
	令和2年	4月	1日	資本金の増額（資本金5,000万円）
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

建設業の登録及び許可の状況	昭和61年	10月	7日	広島県知事許可（般-61）第999999号 土木、とび・土工、鋼構造物工事業
	平成12年	6月	29日	建設大臣許可（許可換え新規）（般-12）第999999号 土木、とび・土工、鋼構造物工事業
	平成21年	5月	12日	国土交通大臣許可（業種追加）（般-21）第999999号 管工事業
	平成25年	9月	30日	一部廃業 管工事業
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

賞罰	年	月	日	なし
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<p>なし</p> <p>「団体の名称」は、建設業法第27条の37に規定に基づき、国土交通省又は都道府県に提出を行っている団体が対象となる。加入していない場合は「なし」と記入する</p>	

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	地方整備銀行広島支店		

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 ○○銀行○○支店）

変更届出書 (第一面)

該当するものの番号を○で囲む

一般建設業の場合は下
段を、特定建設業の場合
は上段を消す。
一般・特定建設業の両方
を届出する場合には消さ
ない。

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
{建設業法第15条第2号}

について変更があつたので届出をします。

不要のものを消すこと
法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載。ここで
いう本店とは「主たる営業所」をいう。
この申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その
者の氏名も記載すること（他法令で押印が定められている場合は押印が必要）。
この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有する
ことを証する書面を添付すること。

令和 3 年 3 月 3 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

届出者
広島県広島市中区八丁堀 2-15
株式会社 中国建設
代表取締役 中国 太郎

大臣 コード
国土交通大臣 許可 (一般-02) 第 9999999 号
許可年月日
令和 03年02月28日

法人番号
361234567890123
「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現
在2以上の建設業の許可を受けている場合
で許可年月日が複数あるときは、そのうち最
も古いものについて記入する

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	株式会社中国組	株式会社中国建設	令和3年2月25日	
資本金額	50,000千円	60,000千円	令和3年2月25日	
役員等	中国 一二三	-	令和3年2月25日	退任
代表者(申請人)	中国 一二三	中国 太郎	令和3年2月25日	
営業所の所在地	広島県広島市中区上八丁堀6-30	広島県広島市中区八丁堀2-15	令和3年2月25日	本店

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ
3 7 チ ユ ウ ゴ ク ケ ン セ ツ

商号又は名称
3 8 (株) 中国建設

代表者又は個人の氏名のフリガナ
3 9 チ ユ ウ ゴ ク タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名
4 0 中国 太郎

主たる営業所の所在地市区町村コード
4 1 3 4 1 0 1 都道府県名 広島県 市区町村名 広島市中区

主たる営業所の所在地
4 2 八 丁 堀 2 - 1 5

郵便番号
4 3 7 3 0 - 0 0 1 3 電話番号 0 8 2 - 2 2 1 - 9 2 3 1

資本金額又は出資総額
4 4 6 0 0 0 0 (千円)

連絡先
所属等 計画・建設産業課 氏名 中国 花子 電話番号 082-221-9231
ファックス番号 082-511-6189
申請書又は添付書類を作成した者その他の申請の内容に係る質問等に
応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること

(第二面)

区分 項番 8 1 2 3 (2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の 新規 4. 従たる営業所 の廃止)

大臣 知事 コード

許可番号 項番 8 2 0 0 国土交通大臣 知事 許可(一般 特 0 2) 第 9 9 9 9 9 9 号 令和 0 3 年 0 2 月 2 8 日

許可年月日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】 (主たる営業所)

営業しようとする建設業 8 3 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般 2. 特定)

変更前

(従たる営業所) 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更の場合、項番84の記載及び、項番85～88のうち、変更しようとする項番のみ記載

従たる営業所の称 8 4 フリガナ トウキョウエイギョウシヨ

東 京 営 業 所

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7 1 0 0 - 8 9 1 8 電話番号 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般 2. 特定)

変更前

一般建設業は「1」 特定建設業は「2」

項番87は、郵便番号または電話番号の一方を変更する場合でも、両方記載

(従たる営業所)

従たる営業所の称 8 4

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7 電話番号

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般 2. 特定)

変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の称 8 4

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7 電話番号

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般 2. 特定)

変更前

区分 項番 814 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

許可番号 8200 国土交通大臣 知事 許可(特-62)第99999号 令和03年02月28日

不要のものを消すこと

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 83 (1. 一般 2. 特定) 変更前

(従たる営業所) 従たる営業所の廃止の場合、項番84のみ記入

従たる営業所の称 84 フリガナ トウキョウエイギョウジョ

従たる営業所の所在地市区町村コード 85 従たる営業所の所在地 86 郵便番号 87 電話番号 88 営業しようとする建設業 88 (1. 一般 2. 特定) 変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の称 84

従たる営業所の所在地市区町村コード 85 従たる営業所の所在地 86 郵便番号 87 電話番号 88 営業しようとする建設業 88 (1. 一般 2. 特定) 変更前

(従たる営業所)

従たる営業所の称 84

従たる営業所の所在地市区町村コード 85 従たる営業所の所在地 86 郵便番号 87 電話番号 88 営業しようとする建設業 88 (1. 一般 2. 特定) 変更前

その他の主な記載例

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
常勤役員等 (経営業務の管理責任者等)	中国 一二三	中国 太郎	令和3年2月25日	
建設業法施行令第3条に 規定する使用人	中国 秋子	中国 六郎	令和3年2月25日	東京営業所
専任技術者	中国 秋子	中国 六郎	令和3年2月25日	東京営業所
専任技術者 (担当業種の変更)	中国 朝子(土)	中国 朝子(土、と)	令和3年2月25日	名古屋営業所
専任技術者 (営業所の変更)	中国 七郎	中国 昼子	令和3年2月25日	大阪営業所
専任技術者 (営業所の変更)	中国 昼子	中国 七郎	令和3年2月25日	本店
営業所の新設	—	広島営業所	令和3年2月25日	
建設業法施行令第3条に 規定する使用人	—	中国 八郎	令和3年2月25日	広島営業所
専任技術者	—	中国 八郎	令和3年2月25日	広島営業所
営業所の廃止	八丁堀営業所	—	令和3年2月25日	
建設業法施行令第3条に 規定する使用人	中国 夜子	—	令和3年2月25日	八丁堀営業所
専任技術者	中国 夜子	—	令和3年2月25日	八丁堀営業所
営業所の業種の追加	土、鋼	土、鋼、解	令和3年2月25日	高松営業所
営業所の業種の廃止	土、鋼、解	土、鋼	令和3年2月25日	福岡営業所

届 出 書

該当するものの番号を○で囲む

下記のとおり、(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった (3) 専任の技術者を削除した (4) 欠格要件に該当するに至った ので届出をします。

不要のものを消すこと

中国地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿

広島県広島市中区八丁堀2-15 株式会社 中国建設 代表取締役 中国 太郎 届出者

令和 3 年 3 月 3 日

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入する

許可番号 5100 国土交通大臣 知事 許可 (一般-02) 第9999999号 許可年月日 令和03年02月28日

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 52 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

該当するものの番号を○で囲む

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合 (3) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 53 中国夜子 生年月日 8 3 5 0 5 月 0 5 日

営業所の名称 八丁堀営業所 建設工事の種類 土・と・鋼

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 53 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

営業所の名称 建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 53 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

営業所の名称 建設工事の種類

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

Large empty bracketed area for specific reasons.

廃 業 届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 3 年 3 月 3 日

不要のものを消すこと

中国地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

届出者 広島県広島市中区八丁堀 2-1-5
 株式会社 中国建設
 代表取締役 中国 太郎

届出の区分

<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>項番</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> </tr> </table>	項番	3	5	4	2		(1. 全部の業種の廃業 2. 一部の業種の廃業)
項番	3						
5	4						
2							

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入する

許可番号

<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>大臣 知事 コード</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	大臣 知事 コード	3	5	5	0	0	国土交通大臣 知事 許可 (般 特 - <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </table>) 第 <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>5</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> </table> 号	0	2	5	9	9	9	9	9	許可年月日 令和 <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>0</td> <td>3</td> </tr> </table> 年 <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </table> 月 <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>15</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> </table> 日	0	3	0	2	15	2	8
大臣 知事 コード	3																						
5	5																						
0	0																						
0	2																						
5	9	9	9	9	9																		
0	3																						
0	2																						
15	2	8																					

記

廃止した建設業

<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </table>	5	6	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
5	6																															

 届出時に許可を受けている建設業

<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>5</td> <td>7</td> </tr> </table>	5	7	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
5	7																															

(1. 一般
2. 特定)

行政庁側記入欄
 整理区分

<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>3</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>8</td> </tr> </table>	3	5	8	申請者は太枠内は記載しない
3				
5	8			

 決裁年月日

<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>3</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>9</td> </tr> </table>	3	5	9	令和	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>3</td> </tr> </table>	3	年	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>5</td> </tr> </table>	5	月	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>7</td> </tr> </table>	7	日
3													
5	9												
3													
5													
7													

廃業等の年月日を記載

【備考】

廃業等の年月日	令和 3 年 3 月 1 日
廃業等の理由	(1) 許可に係る建設業者が死亡したため
	(2) 法人が合併により消滅したため
	(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
	(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
	(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

該当するものの番号を○で囲む